原子力災害時における社会福祉施設の調査結果について

1 施設調査

(1)書面調査(調査期間令和3年7月~8月)

【調査施設】全ての避難元および避難先施設(高齢者施設:400、障がい者施設133)

【確認事項】①避難者の受入れ場所および面積

②避難元施設から同行して避難者のケアに当たる職員数

③避難先施設において利用可能な資機材の種類・数量

(2) 現地確認(調查期間令和3年8月~10月)

【調査施設】全ての避難先施設(高齢者施設:232、障がい者施設82)

【確認事項】①受入スペースの現場確認

②避難時に提供可能な資機材(ベッド、車いす等資機材)

③避難者への介護サービス提供方法(食事、排泄、入浴等)

2 調査結果の検証

時 令和3年10月30日(十) (1) 日

(2) 実施施設

【高齢者】 避難元施設:やはず苑(美浜町金山)

避難先施設: 揚梅苑 (おおい町野尻)

【障がい者】避難元施設:光道園(越前町朝日)

避難先施設: 若越ひかりの村(福井市島寺)



(3) 確認内容

①避難前の施設間の情報伝達

予め見直した共通フォーマットにより、避難者の介護情報、同行職員、搬送する 資機材の種類・数を伝達

- ②避難者1人当たり6㎡の受入スペースの設置と動線の確保
- ③避難者のケア方法
 - ・高齢者施設では避難者3人に職員1人体制、障がい者施設では避難者6人に 職員1人体制で想定時間内でのケア(食事、排泄、入浴)の確認
- ・簡易ベッド(リクライニング機能付き)と段ボールベッドでのケアの確認

調査結果

〇避難者受入場所

・多目的ホール等を受入場所として、1人6㎡以上(4㎡+通路分2㎡)の スペースが具体的に確保されている

〇避難者の介護ケアに必要な職員数

【高齢者施設】 避難者3人につき1人が予定されている

【障がい者施設】避難者6人につき1人 "

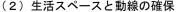
〇避難に必要な資機材の種類、数量、調達方法

・介護に必要な物資(車いす、歩行器、吸引器等)は、原則として避難元施設 から必要数を搬送。ベッドは避難先施設で利用可能なものを用いるほか、県・ 国が段ボールベッド等を業者等より調達

検証結果

(1)避難前の情報伝達

共通フォーマット(「入所者情報カード」、「同行職員リスト」 「備蓄品・非常時持出品リスト」)を活用し避難前のスムーズ な情報伝達が可能



・避難者1人当たり6㎡で介護は支障なく動線も確保



1人当たり6㎡(4㎡+通路幅1m)

(3) 避難者のケア方法

- ・ 高齢者施設では、避難者3人に介護職員1人、障がい者施設では、避難者6人 に支援員1人の体制でケア可能
- ・段ボールベッドや簡易ベッドにて避難者の介護ケアは支障なく実施可能

(4)課題

- ・感染対策の観点から避難者の体調に関する情報を一目で把握できることが必要
- ・職員配置について、避難者のケア担当の他に、避難先施設との連絡調整や職員 のシフト調整など、避難先にて業務の管理を行う職員が必要

3 調査・検証に基づく対応

全施設に対する調査と、検証により、避難先施設での受入や介護等ケアについて概ね支障なく実施できることがわかった。さらに、以下により円滑な避難対応を進めていく。

(1) 避難前の情報共有の見直し

- ・「入所者情報カード」の項目追加:避難者の介護状態(食事、移動、排泄、入浴の各場面における介護・支援の程度)を具体的に記載することを追加
- ・「同行職員リスト」の追加:「避難者当たりの同行職員数の目安(要介護者3人に1人、障がい者6人に1人)、避難先での業務管理職員」のリスト追加

(2) 各施設に対し避難時の対応について通知

- ・避難時の情報提供方法 ・避難者の受入場所の確保(共用スペース等を活用し1人6㎡確保) ・避難者のケアを行う職員体制
- ・避難時に必要な資機材の確保(車いす等、搬送可能な介護資機材は避難元施設から搬送し、搬送困難なベッドは県・国による調達を原則)などについて各施設に通知

(3) 施設に対する研修の実施

- ・上記(2)の通知事項のほか、避難先での生活スペースの確保方法や簡易ベッド・段ボールベッドによる介護ケアの方法等について、各施設に検証時の記録映像を用 いて周知
- (4) 避難元・避難先施設間の関係性の強化
- ・年に一度、施設間での情報伝達訓練を実施し、平時から避難を意識した関係性を構築